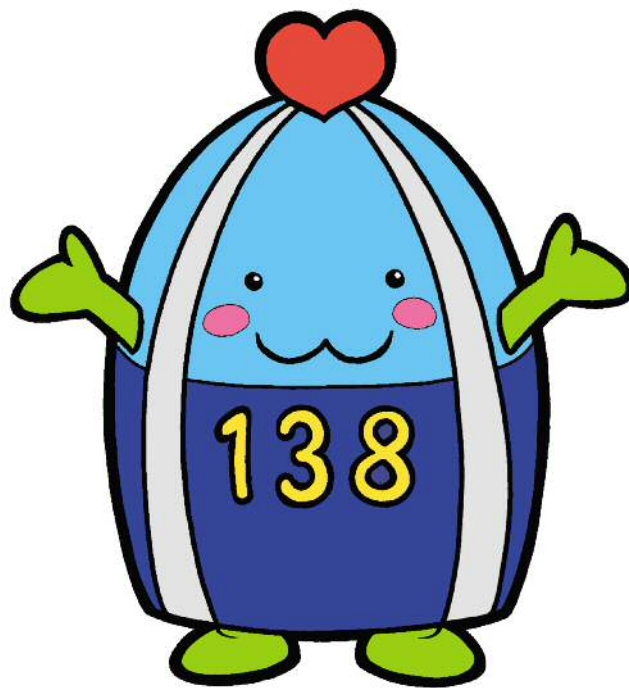


日中一時支援事業 ガイドライン (事業者向け)



一宮市福祉部障害福祉課

2025 年 4 月 1 日作成

目次

1.	はじめに	1
2.	概要	2
3.	対象者	2
4.	サービス内容	2
5.	サービス利用までの流れ	3
6.	利用者負担額	4
7.	医療的ケア加算	5
8.	よくある質問 (FAQ)	6

1. はじめに

本ガイドラインは、「一宮市地域生活支援サービス、障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスに関する Q&A 集」の廃止に伴い、日中一時支援事業について改めて事業内容等を取りまとめたものになります。

日中一時支援事業を行う事業者においては、本ガイドライン及び一宮市地域生活支援給付事業実施要綱等を遵守し、適正な事業運営を行っていただくようお願いします。

2. 概要

日中一時支援事業は、障害者又は障害児（以下、「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

3. 対象者

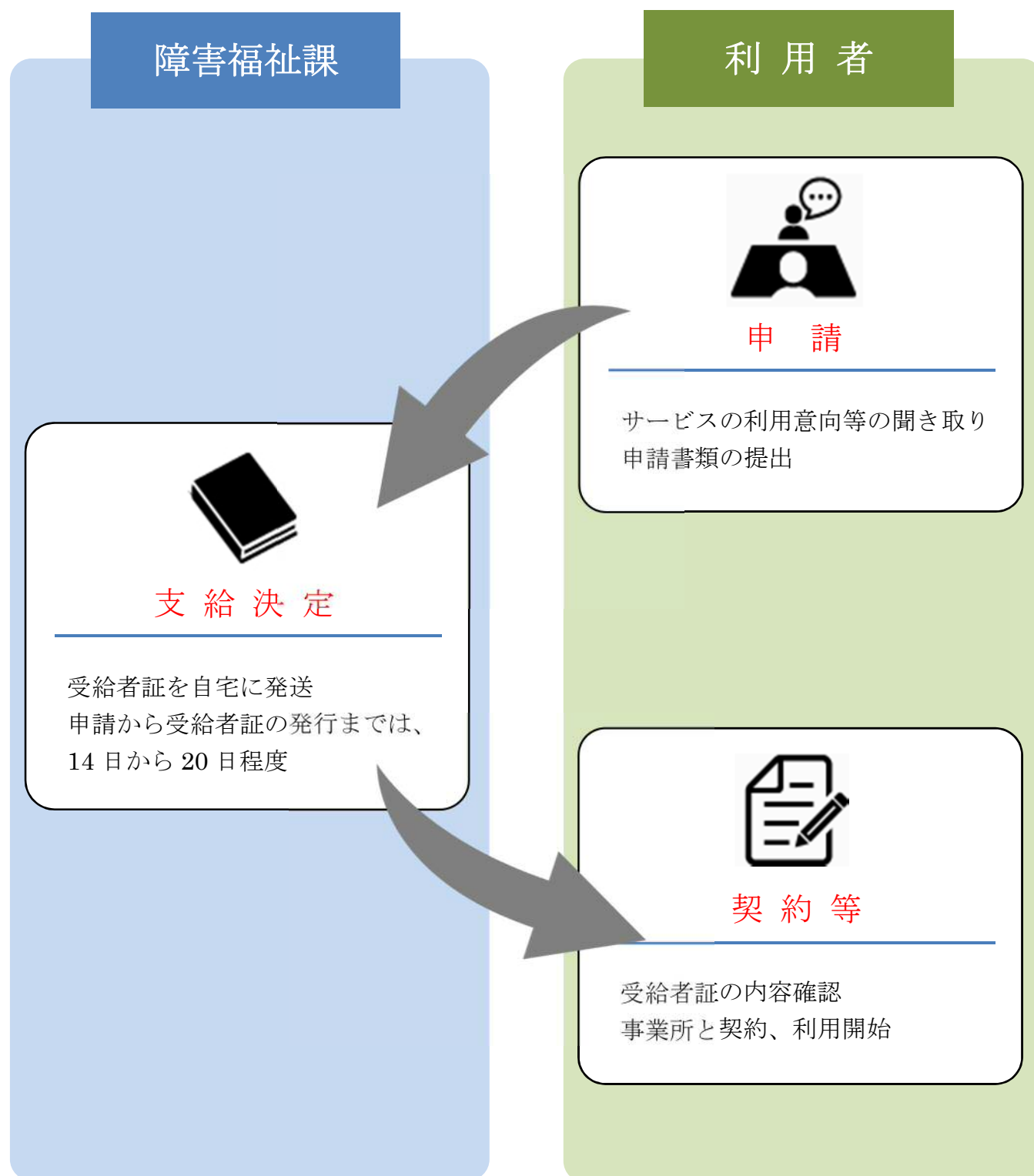
日中において家族等の監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等とします。

※3歳以上65歳未満の障害者（児）に限る

4. サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的な施設入所を必要とする障害者等につき、当該施設に入所（宿泊を伴わない場合に限る）させて、排せつ及び介護その他の日常生活上の必要な支援を行います。

5. サービス利用までの流れ



6. 利用者負担額

サービスを利用する際、原則1割の利用者負担金が発生しますが、所得区分別に各月の上限額が設定されます。

利用者負担金については、負担上限月額を超える負担はありませんが、光熱水費や食費、交通費等がかかる場合は別途実費負担になります。

■利用者が18歳未満の場合

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割額が28万円未満の方	4,600円
一般2	市民税課税世帯で、所得割額が28万円以上の方	37,200円

※世帯の範囲 … 保護者の属する世帯全員（生計を一にする全員）

■利用者が18歳以上の場合

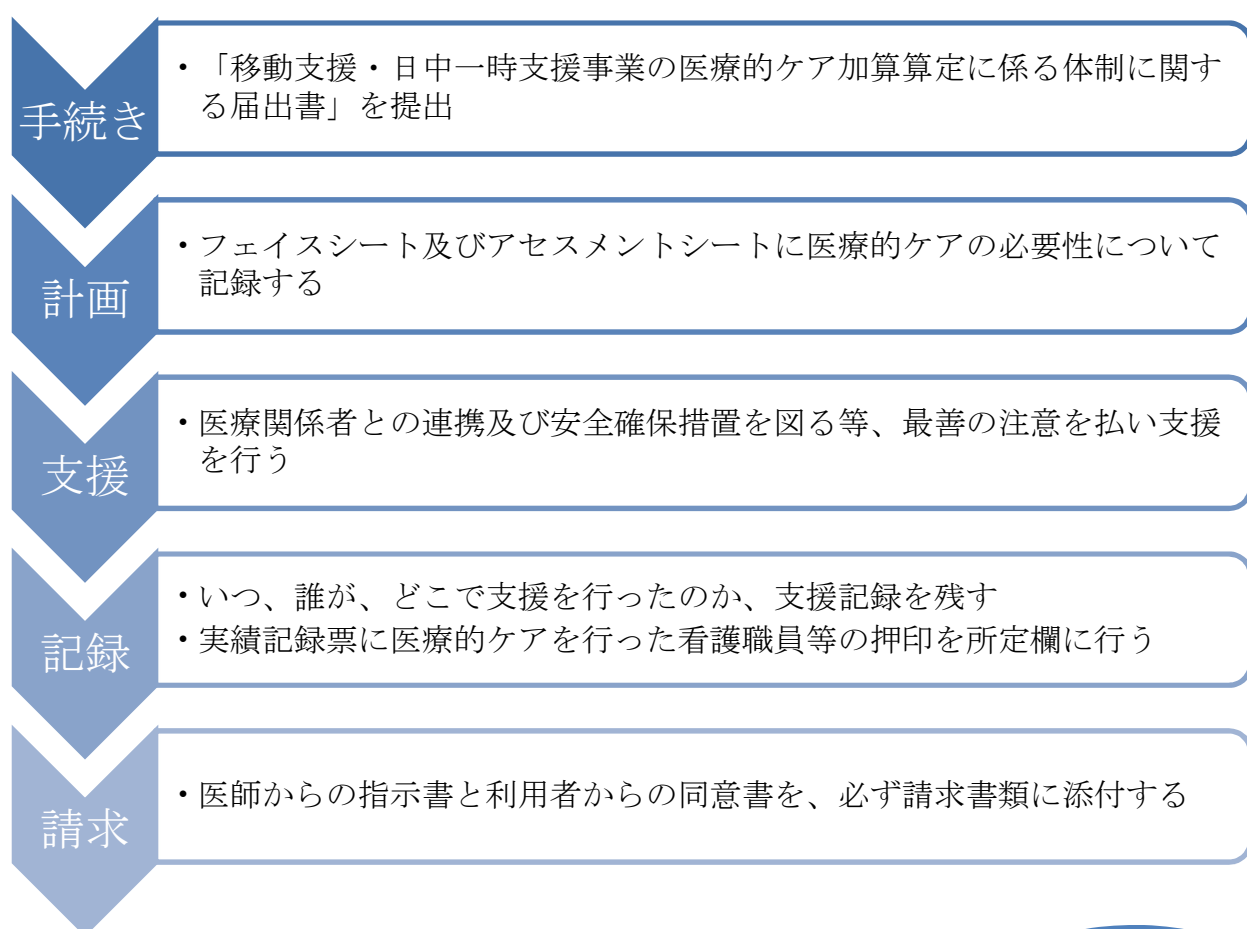
所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割額が16万円未満の方	9,300円
一般2	市民税課税世帯で、所得割額が16万円以上の方	37,200円

※世帯の範囲 … 障害のある方本人とその配偶者

7. 医療的ケア加算

喀痰吸引等の医療行為については、看護職員、介護福祉士又は一定の研修を受けた介護職員等が、医療や看護との連携により安全確保が図られていることなど一定の条件で行うことができます。

また、加算を取得する場合は、以下の手順に基づき適切な支援を行ってください。



重要

詳細については、平成 27 年 3 月発出の「移動支援事業、日中一時支援事業における医療的ケア加算について」をご覧ください。

8. よくある質問（FAQ）

契約支給量

Q1 利用者と契約する際に、他の事業所の契約支給量と合わせて支給決定量を超えても良いか。

上限額管理

Q2 地域生活支援事業において上限額管理はしないのか。

サービス内容

Q3 支援中に近くの公園まで外出しても良いか。

障害福祉サービス等との併用

Q4 短期入所と日中一時支援は同一日に利用できるか。

Q5 共同生活援助と日中一時支援は同一日に利用できるか。

Q6 障害児通所支援又は障害福祉サービス（いずれも日中活動系サービスに限る）と日中一時支援は同一日に利用できるか。

送迎加算

Q7 自宅以外に送迎を行った場合に、送迎加算を算定できるか。

報酬請求

Q8 給付費の請求はいつ行うのか。

Q9 同一利用者が、同一事業所において午前と午後で日中一時支援を利用した場合、サービス費と送迎加算の算定は如何に。

Q10 当初は5時間の受け入れ予定であったが、保護者の都合で1時間30分の受け入れとなった場合、報酬請求は如何に。

契約支給量

Q1 利用者と契約する際に、他の事業所の契約支給量と合わせて支給決定量を超えても良いか。

(答)

契約支給量の合計は、利用者の支給決定量を超えてはならない。また、契約支給量の合計が利用者の支給決定量を超えてしまう場合は、利用者の意向を確認し、支給決定量以内に収まるよう事業所間で調整を行ってください。

なお、調整により契約支給量に変更が生じた場合は、「契約内容報告書」の提出が必要です。

上限額管理

Q2 地域生活支援事業において上限額管理はしないのか。

(答)

上限額管理はしません。

利用者は各事業所において、利用者負担上限月額まで負担します。ただし、利用者が複数の事業所やサービス（地域生活支援事業に限る）を利用しており、1月で利用者負担上限月額を超えた場合は、一宮市から超過分を支給します。

サービス内容

Q3 支援中に近くの公園まで外出しても良いか。

(答)

原則、指定を受けた施設内で支援を行いますが、地域において自立した生活又は社会生活を営むために必要な支援であれば、施設外でも行うことができます。ただし、この場合であっても、安全の確保に十分留意し支援にあたるようにしてください。

障害福祉サービス等との併用

Q4 短期入所と日中一時支援は同一日に利用できるか。

(答)

原則、短期入所と日中一時支援は利用目的が同様であるため、同一日に利用できません。

例えば、以下のようなケースは利用ができません。

例) 短期入所に宿泊後、学校に通学し、下校後に日中一時支援を利用する。



ただし、短期入所の報酬算定が「別に日中活動系サービスを利用」する場合の報酬単価であるならば、その限りではありません。上記の例のような利用が想定される場合は、一宮市（障害福祉課 指定・給付グループ）及び短期入所事業所へ事前相談をしてください。

Q5 共同生活援助と日中一時支援は同一日に利用できるか。

(答)

原則、利用できません。

入居者が一時帰宅する場合においても受け入れ態勢が確保されていることが想定されるため、原則利用はできません。ただし、一宮市が特に必要と認める場合においては、共同生活援助を行う住居の利用に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、日中一時支援を利用できます。

Q6 障害児通所支援又は障害福祉サービス（いずれも日中活動系サービスに限る）と日中一時支援は同一日に利用できるか。

（答）

原則、利用できません。

ただし、介護者や保護者の急病又は就労等によりやむを得ない事情がある場合は、個々の事情において利用できる場合があります。

送迎加算

Q7 自宅以外に送迎を行った場合に、送迎加算を算定できるか。

（答）

利用者の利便性を考慮し、事前に利用者（保護者）と合意の上、自宅から事業所までの道中にある最寄駅や集合場所への送迎は可能です。ただし、塾や通院のための病院への移動といったタクシーの代わりとも考えられる利用は想定していません。

報酬請求

Q8 給付費の請求はいつ行うのか。

（答）

請求に係る書類一式の提出期限は、サービス提供を行った翌月の 10 日（10 日が休日の場合は直前の開庁日）の 17 時 15 分です（※障害福祉課必着）。期限までに必ず提出してください。

原則、月遅れの請求や過誤調整はできません。

Q9 同一利用者が、同一事業所において午前と午後で日中一時支援を利用した場合、サービス費と送迎加算の算定は如何に。

（答）

同一日に、同一事業所を複数回利用する場合は一連の支援と考え、支援時間を通算する。なお、送迎加算は 1 日につき片道 1 回（往路・復路を各 1 回）までしか報酬請求できません。

Q10 当初は 5 時間の受け入れ予定であったが、保護者の都合で 1 時間 30 分の受け入れとなった場合、報酬請求は如何に。

(答)

実際の支援時間に基づく単位数で請求します。この場合、1 時間 30 分までの単位（※利用時間が 1 時間以上 2 時間未満の場合は 4 時間以下の単位数の 100 分の 50 に相当する単位）で請求します。